高等教育の修学支援新制度　授業料等減免の新規認定に関する申請について

１．申請手続

日本学生支援機構　給付型奨学金のスカラネットによる申請手続において、「授業料等減免の申請を希望しますか」の設問に対して「希望します」を選択することにより、授業料等減免の申請が行われたものとして取扱います。(画面イメージ参照)

※スカラネットによる授業料等減免の申請は、在学採用申請、予約採用候補者の進学届の双方において手続きが可能となります。

２．スカラネットによる入力期限

在学採用申請及び予約採用候補者の進学届ともに日本学生支援機構　給付奨学金の学内入力期限に準じます。

３．留意事項

スカラネットでの手続きの際、誤って授業料等減免の申請を「希望しません」を選択して手続きを完了した場合は、下記の問合せ先まで至急お申し出ください。

■スカラネットの画面イメージ

本件に関するお問合せ：和歌山キャンパス学生センター(奨学金担当)

TEL(0736)77-3888(代表)

月～金：10：00～17：00【11/5（創立記念日)、祝日、事務部局一斉休業期間を除く】